

雇均発0617第1号
令和4年6月17日

各都道府県知事 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長
(公 印 省 略)

労働者協同組合法等の一部を改正する法律の公布について

労働者協同組合法等の一部を改正する法律（令和4年法律第71号）については、令和4年6月13日に第208回国会において可決・成立し、本日公布されました。

その主な内容については下記のとおりですので、御了知の上、本法の実施に関する諸般の準備等について、格段の御配慮をお願いいたします。

なお、労働者協同組合法の施行のために必要な関係省令については、今後、労働政策審議会に諮り、その答申を得て、改正することとしています。

記

第1 改正の趣旨

労働者協同組合の事業の健全な発展を図り、持続可能で活力ある地域社会の実現に資するため、非営利性が徹底された労働者協同組合の認定制度を創設するとともに、認定を受けた労働者協同組合に対する税制上の措置を講ずること。

第2 改正の概要

1 労働者協同組合法の一部改正関係

(1) 特定労働者協同組合の認定

ア 認定

組合は、イ（ア）から（エ）までの基準に適合する組合であることについての行政庁の認定を受けることができることとした。（第94条の2関係）

イ 認定の基準

行政庁は、アの認定の申請をした組合が次の基準に適合すると認めるときは、当該組合についてアの認定をするものとする事とした。（第94条の3関係）

- （ア） その定款に剰余金の配当を行わない旨の定めがあること。
- （イ） その定款に解散した場合において組合員に対しその出資額を限度として分配した後の残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の特定労働者協同組合（アの認定を受けた組合をいう。以下同じ。）に帰属する旨の定めがあること。
- （ウ） （ア）及び（イ）の定款の定め反する行為（（ア）、（イ）及び（エ）の基準の全てに該当していた期間において、剰余金の配当又は残余財産の分配若しくは引渡し以外の方法により特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含む。）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。
- （エ） 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、3分の1以下であること。

ウ 欠格事由

イにかかわらず、次のいずれかに該当する組合は、アの認定を受けることができないこととした。（第94条の4関係）

- （ア） その役員の中に、次のいずれかに該当する者があるもの
 - i 特定労働者協同組合がアの認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該特定労働者協同組合の業務を行う理事であった者でその取消の日から2年を経過しないもの
 - ii この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第204条等の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける

ことがなくなった日から2年を経過しない者

iii 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

iv 暴力団の構成員等

(イ) アの認定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの

(ウ) その定款の内容が法令又は法令に基づく行政庁の処分に違反しているもの

(エ) 次のいずれかに該当するもの

i 暴力団

ii 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

エ 認定に関する意見聴取

行政庁は、アの認定をしようとするときは、ウ（ア）iv及び（エ）の事由の有無について、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができることとした。（第94条の6 関係）

オ 名称の使用制限

特定労働者協同組合でない者は、その名称中に、特定労働者協同組合であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならないこととした。（第94条の7 関係）

カ 認定の公示

行政庁は、アの認定をしたときは、その旨を公示しなければならないこととした。（第94条の8 関係）

(2) 特定労働者協同組合に係る特例

ア 監事の選任等の特例

(ア) 特定労働者協同組合は、監事のうち1人以上は、外部監事でなければならないこととした。（第94条の11第1項関係）

(イ) 組合員監査会に関する規定は、特定労働者協同組合については、適用しないこととした。（第94条の11第2項関係）

イ 報酬規程等の作成、備置き及び閲覧等

(ア) 特定労働者協同組合は、毎事業年度初めの3月以内に、次の書類を作成しなければならないこととした。（第94条の12第1項関係）

- i 前事業年度の特定労働者協同組合の事業に従事する者に対する報酬及び給与の支給に関する規程
- ii 前事業年度の役員名簿（役員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）
- iii i 及び ii のほか、厚生労働省令で定める書類

(イ) 特定労働者協同組合は、(ア) i から iii までの書類（以下「報酬規程等」という。）を作成した時から5年間、当該報酬規程等をその主たる事務所に備え置かなければならないこととした。（第94条の12第3項関係）

(ウ) 特定労働者協同組合は、報酬規程等を作成した時から3年間、当該報酬規程等の写しをその従たる事務所に備え置かなければならないこととした。（第94条の12第4項関係）

(エ) 何人も、特定労働者協同組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、報酬規程等、定款、貸借対照表若しくは損益計算書又はこれらの写しの閲覧の請求をすることができることとした。この場合においては、特定労働者協同組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならないこととした。（第94条の12第5項関係）

ウ 報酬規程等の提出

特定労働者協同組合は、毎事業年度1回、報酬規程等を行政庁に提出しなければならないこととした。ただし、イ(ア) i の書類については、既に行政庁に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでないこととした。

（第94条の13関係）

エ 報酬規程等、貸借対照表等の公開

行政庁は、特定労働者協同組合から提出を受けた報酬規程等、貸借対照表若しくは損益計算書（過去5年間に提出を受けたものに限る。）又は定款について閲覧又は謄写の請求があったときは、これらの書類を閲覧させ、又は謄写させなければならないこととした。（第94条の14関係）

オ 剰余金の配当の禁止

特定労働者協同組合は、剰余金の配当をしてはならないこととした。（第94条の15第1項関係）

カ 残余財産の分配等

- (ア) 特定労働者協同組合の清算人は、特定労働者協同組合の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを組合員に対し、出資口数に応じて分配しなければならないこととした。(第94条の17第1項関係)
- (イ) (ア)により組合員に分配することができる金額は、その出資額を限度とすることとした。(第94条の17第2項関係)
- (ウ) (ア)による分配の結果なお残余財産がある場合は、その財産は、行政庁に対する清算終了の届出の時ににおいて、定款で定めるところにより、国若しくは地方公共団体又は他の特定労働者協同組合に帰属することとした。(第94条の17第3項関係)
- (エ) (ア)及び(ウ)により処分されない財産は、国庫に帰属することとした。(第94条の17第4項関係)

(3) 特定労働者協同組合の認定の取消し

ア 行政庁は、特定労働者協同組合が次のいずれかに該当するときは、(1)アの認定を取り消さなければならないこととした。(第94条の19第1項関係)

- (ア) (1)ウ(ア)、(ウ)又は(エ)のいずれかに該当するに至ったとき。
- (イ) 偽りその他不正の手段により(1)アの認定を受けたとき。
- (ウ) (2)オ又はカを遵守していないとき。
- (エ) 正当な理由がなく、第127条第1項の規定による命令に従わないとき。
- (オ) 特定労働者協同組合から(1)アの認定の取消しの申請があったとき。

イ 行政庁は、特定労働者協同組合が次のいずれかに該当するときは、(1)アの認定を取り消すことができることとした。(第94条の19第2項関係)

- (ア) (1)イ(ア)から(エ)までの基準のいずれかに適合しなくなったとき。
- (イ) (2)ア(ア)、(2)イ又は(2)ウを遵守していないとき。
- (ウ) (ア)及び(イ)のほか、法令又は法令に基づく行政庁の処分に違反したとき。

(4) 罰則

偽りその他不正の手段により(1)アの認定を受けたこと等に対して所要の罰則を設けることとした。(第132条の2、第134条、第136条第1項及び第137条関係)

2 地方税法の一部改正関係

特定労働者協同組合の事業に係る法人の事業税について、事業の所得で収益事業に

係るもの以外のものを非課税とする措置を講ずることとした。（第72条の5第1項第2号関係）

3 租税特別措置法の一部改正関係

割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例について、支払を受ける割引債の償還金につき所得税の納税義務者となる内国法人の範囲に労働者協同組合を加える措置等を講ずることとした。（第41条の12の2第1項及び第42条の3の2第1項関係）

4 所得税法の一部改正関係

完全子法人株式等に係る配当等の課税の特例について対象となる内国法人の範囲から労働者協同組合を除くこと及び3に伴う所要の措置を講ずることとした。（第177条第1項及び第225条第1項第11号関係）

5 法人税法の一部改正関係

特定労働者協同組合を公益法人等の範囲に加え、収益事業から生じた所得以外の所得を非課税とする等の措置を講ずることとした。（第37条第4項、第66条第1項及び第2項並びに別表第二関係）

6 施行期日等

(1) 経過措置

所要の経過措置を定めることとした。（附則第2条関係）

(2) 施行期日

この法律は、一部を除き、労働者協同組合法の施行の日（令和4年10月1日）から施行することとした。